

## 兵庫県若者政策提案チーム 参加基準及び活動基準

### 1 参加基準について

#### (1) 次のいずれにも該当しないこと

- ・暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員
- ・暴力団排除条例施行規則(平成 23 年公安委員会規則第 2 号)第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- ・上記の他、社会的に問題が指摘される団体等に属したり、関係を有したりする者

### 2 活動基準について

#### (1) 「若者政策提案チーム(以下「チーム」という。)」として活動する際は、次の活動は行わないこと

- ・政治・選挙活動及び宗教活動
- ・所属団体等の個別の利益になる活動

#### (2) チームとして活動する際は、次の事項を遵守すること

- ・法令及び公序良俗に反することは行わない
- ・チームでの活動によって関係をもった団体・個人の不利益になるような活動はしない
- ・チームの活動によって得た個人情報、本人の同意を得ずに第三者に提供しない
- ・チームの活動において自身が写った写真・映像を、県の広報媒体等(HP、SNS、チラシ等)で使用するについて承諾する